

関東農政局長 殿

加工用米及び新規需要米の流通に係る誓約書

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知。以下「推進要領」という。）別紙1の第5の2のに規定する適格者の要件を満たし、かつ、流通等に係る誓約事項を遵守することを誓約します。

【加工用米及び新規需要米の流通等に係る適格者の要件】

- ① 生産年の6月30日からさかのぼって1年間に、米穀の流通、使用等に関し、米穀の流通に関する法令及び推進要領の規定に違反していないこと
- ② 推進要領に基づき前年産までの報告書等を適切に提出していること
- ③ 推進要領別紙1の第8の1の（2）の規定に基づき、加工用米及び新規需要米の販売先の需者が受払状況報告書を適切に報告したことを確認していること

【流通等に係る誓約事項】

- ① 加工用米及び新規需要米をその定められた用途に確実に流通又は使用すること
- ② 加工用米及び新規需要米について、主食用米等の他の用途と明確に区分して保管する等、推進要領別紙1の第8の1の規定に基づく適正な保管管理を徹底すること
- ③ 推進要領別紙1に基づく報告等を適切に実施すること
- ④ 誓約事項を遵守していることを確認するため、農産局長及び地方農政局等の職員が行う調査に協力すること
- ⑤ 加工用米及び新規需要米の適正流通の確保に係る農産局長及び地方農政局長等の指導に従うこと
- ⑥ 届出内容の虚偽又は誓約事項に反する行為が確認された場合には、推進要領別紙2に基づく措置が講じられるほか、適正流通の確保に係る農産局長及び地方農政局長等による指導等への対応により不利益又は損害が生じた場合にも異論がないこと
- ⑦ 加工用米及び新規需要米の流通等に係る適格者の要件を満たさない需要者に対して販売を行わないこと

需要者団体等

住所 美里町大字小茂田〇〇

氏名 美里 花子

(注1) 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2を保管すること。

(注2) 流通等に係る適格者の要件欄の③及び流通等に係る誓約事項の⑦については、全国需要者団体及び需要者団体のみ記載すること。

(注3) 流通等に係る誓約事項のうち⑧から⑪については、取組主体が農業者であり、かつ、別紙1の第2の2に規定する新規需要米の生産を行う場合にのみ記載すること。